



柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けた方に 施術内容などの 照会を行っています

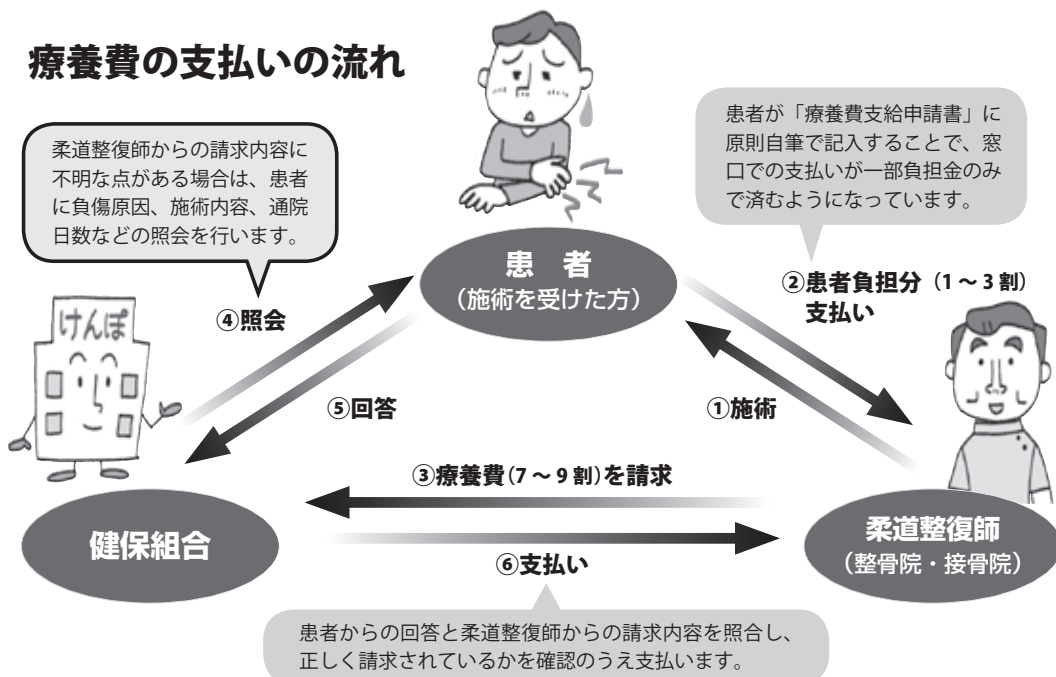
ご協力ください！



近年、柔道整復師にかかる療養費のなかには、健康保険の対象とならない誤った請求や、不適正な請求が一部に見受けられます。

健保組合では医療費支出の適正化を図るため、柔道整復師の施術を受けた方に施術内容などを照会させていただく場合があります。照会があった際はご協力をお願いします。

療養費の支払いの流れ



柔道整復師に かかるときの 注意事項



● 症状や負傷原因を正しく伝えましょう

健康保険で施術を受けられるのは、急性または亜急性の外傷性の負傷（骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れ）に限られます。肩こりや筋肉疲労ではかかれませんのでご注意ください。
*業務上・通勤途上の負傷は労災保険の扱いになります。

● 施術内容等を確認のうえ、申請書に自筆で記入しましょう

「療養費支給申請書」は、健保組合への療養費の請求を柔道整復師に委任するものです。施術内容等を確認せずに記入したり、白紙の申請書に記入するのは、誤った請求を招く原因になります。

● 領収証は必ずもらいましょう

後日、健保組合から照会させていただく際に必要となります。大切に保管しておいてください。